

三陸中部森林管理署オープンカウンター方式実施要領

三陸中部森林管理署オープンカウンター方式実施要領を次のように定める。

1 目的

この要領は、三陸中部森林管理署署（以下「当署」という。）が実施するオープンカウンター方式により、物品の調達、役務の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、以下のとおり必要な事項を定める。

2 定義

オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積合わせ方式で、見積依頼の相手方を特定せず、参加を希望する者から提出された有効な見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約する方式をいう。

3 対象となる契約

この要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号から第 5 号及び第 7 号に規定するもののうち、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が本方式によることが適当であると認めるものを対象に実施する。

4 参加資格

見積合わせに参加できる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- （1）予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （3）農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。なお、資格の年度、種類、等級及び競争参加地域等の指定は、別途公示する見積依頼によるものとする。
- （4）東北森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

5 見積書の提出方法等

- (1) オープンカウンター方式による見積依頼は、東北森林管理局及び当署ホームページ上で閲覧に供する。
- (2) 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び物品調達等を行う当署の各契約担当窓口（以下「発注窓口」という）が提示するオープンカウンター方式による見積依頼公示、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。
- (3) 見積書の記載金額は、調達に要する一切の費用を含む合計金額を記載すること。なお、見積者は課税事業者、免税事業者を問わず、消費税額を除いた見積価格を見積書に記載すること。

(4) 見積書の提出

ア 紙の場合

オープンカウンター方式による提出期限内に見積書を提出するものとする。締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きすること。

なお、見積書の様式は東北森林管理局随意契約見積心得第3条で規定した様式第1号とし、発注窓口に提出することとする。

イ 電子メールの場合

オープンカウンター方式による提出期限内に見積書を PDF 化し提出するものとする。

なお、見積書の様式は東北森林管理局随意契約見積心得第3条で規定した様式第1号とし、提出先は発注窓口で指定した電子メールアドレス先に必要な資料等も添付して送信することとし、送信する際に電子メールの件名に「(案件名) 見積書提出」と記載することとする。

また、締切日時までに受信した電子メールを有効とし、締切日時以降に受信した電子メールは無効とする。

(5) 契約保証金

免除する。

(6) 同等品での見積り

見積りに際し、仕様を満たす品として例示品を提示する場合がある。例示品以外の同等の品で見積るときは、カタログ等仕様の分かる書類等を添え、発注窓口に出して事前に確認を受けること。確認を受けていない同等品での見積りは無効とする。

(7) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積りは無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人のした見積り
- (2) 記名を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り

- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (5) 同一事項の見積りについて、同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- (6) 見積時刻に遅れてした見積り
- (7) その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

7 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、当該事務に関係のない当署の職員にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。

8 契約の締結

契約書又は請書の作成等については、公示時又は契約相手方を決定した後に指示するので、契約者はこれに応じるものとする。

9 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積事業者が負担する。
- (2) 当局の都合により見積合わせ後に契約を取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積事業者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から適用する。